

国立音楽大学における公的研究費の不正防止計画【2023】

2021年10月一部改訂

不正要因等	取組状況と取組計画
<p>機関内の責任体系の明確化</p> <p>公的研究費は研究者個人に配分されるのではなく、機関に配分されるため、機関の管理体制が明確でないと内部統制を構築することができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任体制を明確化し、ホームページ上で責任体系図を公開し、意識の向上を図る。 ・ 責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い責任意識の低下を防止する。
<p>1) ルールの明確化・統一化</p> <p>研究者に公的研究費のルールについての勘違いがないよう、日頃からルールの理解に努めるとともに、ルール変更にも留意する必要がある。</p> <p>2) 職務権限の明確化</p> <p>業務分担と職務分掌規程の間に乖離がある場合、規程が徹底されない恐れがある。</p> <p>3) 関係者の意識向上</p> <p>研究者が使用ルールや事務手続きに関して十分に理解していない。補助金が公的資金であるという認識が低い。</p> <p>4) 通報等の取扱い</p> <p>通報窓口を設置しているが、認知度が低いと通報制度が十分に機能しない恐れがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採択通知を受けた後に毎年行う説明会で、ルールをわかり易く解説したマニュアルを研究者に配付し、説明する。 ・ 業務分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。 ・ 不正防止に対する意識を高めるため、研究計画調書等作成時に説明会を実施し、研究費不正の事例を示すなどして、不正に対する理解を深める。 ・ 誓約書の提出を義務付け、ルールの理解と遵守を求める。 ・ 公的研究費の取扱いに関する行動規範を策定し、研究者等及び事務職員に周知する。 ・ 教職員に対し、通報窓口を周知する。 ・ 職員に対し、通報に適切に対応できるよう説明を行う。 ・ 学外者に対し、通報窓口をホームページ上で周知する。

不正要因等	取組状況と取組計画
<p>不正を発生させる要因の把握</p> <p>1) 謝金 非常勤雇用者（アルバイト等）の勤務状況を確認する必要がある。</p> <p>2) 出張旅費 出張は事実確認を徹底する必要がある。</p> <p>3) 物品の購入 発注業務は事務担当部署が行っているが、一部研究者による発注を認めているため、業者との癒着や不適正な価格取引がなされないように注意する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者が『支払執行願』を作成し、事前に事務担当部署の内容確認及び最高管理責任者の決裁を受けることとしている。 ・勤務時間数報告が提出される際、非常勤雇用者に抜き打ちで業務内容・勤務時間について質問する。 ・謝金は非常勤雇用者の口座に直接振込む。 ・出張報告書、航空券の半券等必ず提出してもらう。また、宿泊を伴う出張は原則として宿泊先に直接宿泊費を振込む。 ・原則として、法人が指定した業者から物品の購入を行うこととする。 ・納品後の物品は金額の多寡に関わらず全品検収を行う。 ・一定の取引実績があった業者には、誓約書等の提出を求める。 ・不正に取引に関与した業者とは、今後一切の取引を行わない。
<p>研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄になりやすい。</p> <p>予算執行状況が適切に把握されていないと、年度末に予算執行が集中しやすい。</p> <p>予算執行手続きに問題があれば、学内使用ルールの改善を検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不正使用を行なった場合は氏名を公表することを基本とし厳しい処分を行う。 ・毎年4月にその年度の研究計画を立ててもらい、それに基づき定期的に予算執行状況の確認を行う。 ・予算執行状況が当初の計画と大幅に乖離している場合、研究者に対してヒアリングを行う。 ・学内のルール等において問題点や研究者にとって使いづらい点があれば、ルールの改善を検討する。

不正要因等	取組状況と取組計画
<p>情報発信・共有化の推進</p> <p>機関内での情報共有ができていないと研究者が研究活動において自らの行為がルールに抵触するか否かを判断できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機関内における情報共有及び共通理解の促進のため、研修等必要に応じて行う。
<p>モニタリングの在り方</p> <p>不正の発生を最小限にするため、実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査部門において毎年度定期的に一定数監査を行う。